

# 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

小嶋正道  
藤川仁司

## 第2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 第3 監査の概要

### 1 監査の実施期間

平成30年9月14日から平成30年10月25日まで

### 2 監査の対象とした団体

	対象法人・団体名	所管部課名
指定管理者 (対象施設)	公益社団法人 みよし市シルバー人材センター (みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」)	福祉部 長寿介護課

### 3 監査の対象とした事項及び範囲

#### (1) 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### (2) 対象事項

平成25年度(平成26年3月4日締結)に基本協定を締結した公の施設の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行

#### (3) 指定管理費

ア 平成27年度	2,422,890 円
イ 平成28年度	2,873,236 円
ウ 平成29年度	2,886,259 円
エ 平成30年度	3,121,000 円

#### 4 監査の着眼点及び実施方法

公の施設の指定管理について、団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか、施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく事務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、他の事業との会計区分は明確になっているかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地調査し、監査を実施しました。

#### 第4 監査の結果

みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」は、高齢者に健康で生き生きと活動する場を提供するとともに、地域住民との交流及び健康保持のための保健指導を推進することを目的に設置されました。

また、民間事業者を活用し、効果的及び効率的な管理運営を実施するために指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

監査は、10月5日にみよし市シルバー人材センターにおいて、午前10時50分より正午まで、指定管理者の指定の手続きに関する書類、基本協定書、年度協定書、支払関係書類、履行確認書類及び預金通帳等を確認し実施しました。

公の施設の指定管理者の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した結果、根拠となる条例、基本協定書及び年度協定書に従って、概ね適正に処理されているものと認められました。また、協定等に基づく事務の履行は適切に行われていることを確認しました。

今後、会員の高齢化が予測されるため、作業場など利用者の安全を確保し、適切な施設管理に十分務めていただきますようお願いしました。